

田原本町公共施設等総合管理計画及び田原本町公共施設個別施設計画改訂支援業務 公募型プロポーザル実施要領

この要領は、田原本町公共施設等総合管理計画及び田原本町公共施設個別施設計画改訂支援業務（以下「本業務」という。）の受託事業者を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、その手続その他の必要な事項を定めるものとする。

1. 業務の目的

本業務は、田原本町公共施設等総合計画及び田原本町公共施設個別施設計画の策定（改訂）からおおむね5年が経過するにあたり、公共施設等の現状と課題を整理し、各施設に関する情報の更新を行うとともに、「公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針の改訂について（令和5年10月10日）」等の総務省通知に即した改訂を行うことを目的とする。

2. 業務の概要

- | | |
|-----------|---------------------------------------|
| (1) 業務名 | 田原本町公共施設等総合管理計画及び田原本町公共施設個別施設計画改訂支援業務 |
| (2) 業務内容 | 別に定める仕様書のとおり |
| (3) 契約期間 | 契約締結の日から令和9年3月19日（金）まで |
| (4) 契約上限額 | 8,745,000円（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。） |

3. 参加資格

このプロポーザルへの参加資格を有する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しないこと。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（民事再生法に基づく再生手続開始決定がなされている者又は会社更生法に基づく更生手続開始決定がなされている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全でないこと。
- (3) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団関係事業者（法人でその役員若しくは使用人のうちに暴力団員のあるもの又は自然人で使用人のうちに暴力団員のあるものをいう。）でないこと。
- (4) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (5) 国税（法人の場合は、法人税、消費税及び地方消費税、個人の場合は、申告所得税、復興特別所得税、消費税及び地方消費税）、主たる事務所の所在地の市区町村税及び町税（介護保険料及び後期高齢者医療保険料を含む。田原本町が課税するものに限る。）を滞納していないこと。

- (6) 田原本町工事等契約に係る入札等参加停止措置要領（平成25年8月田原本町告示第43号）第3条第1項の規定に基づく入札等参加停止措置を受けていないこと。
- (7) 田原本町政治倫理条例（平成11年12月田原本町条例第25号）第4条第1項に該当する者でないこと。
- (8) 過去5年間（令和3年4月1日～令和8年3月31日）に公共施設等総合管理計画又は公共施設個別施設計画もしくはこれと同種の計画の策定（改訂）に係る業務実績を有していること。

※失格等

申請書の提出から契約までの間に申請資格の全部又は一部を欠くこととなった場合は、当該申請者を失格とし、受託候補者及び次点者としての資格を取り消す場合がある。

また、故意又は過失により提出書類に審査結果に影響を及ぼすような虚偽の記載があったとき、審査の公平性を害する行為があったときその他受託候補者及び次点者として不適格と認められるときも同様とする。

4. 日程

このプロポーザルに関する主な日程の概略は、次のとおり。

参加申請の受付	令和8年5月8日（金）
質疑の受付開始	令和8年5月8日（金）
質疑の受付締切	令和8年5月19日（火）午後3時
質疑の回答	令和8年5月22日（金）（予定）
参加申請の受付締切	令和8年6月1日（月）午後4時30分
第1次審査（書類審査）	令和8年6月上旬（予定）
第1次審査結果通知	令和8年6月中旬（予定）
第2次審査（プレゼンテーション）	令和8年6月中旬（予定）
第2次審査結果通知	令和8年6月下旬（予定）
契約締結	令和8年6月下旬（予定）

なお、第1次審査を行わない場合は、以降の日程を繰り上げる場合がある。

5. 参加申込の方法

このプロポーザルへの参加を希望する者は、田原本町ホームページから必要書類等をダウンロードし、次のとおり必要書類等を提出すること。

(1) 提出期間

令和8年5月8日（金）から令和8年6月1日（月）午後4時30分まで
（ただし、土日祝日を除く）

(2) 提出時間

午前9時から午後4時30分まで

(3) 提出場所

田原本町役場 総務部 総務課 財産・契約管理係

(4) 提出方法

持参、郵便又は信書便による。(郵便又は信書便については、期限内必着)

(5) 提出書類

① 参加申請書(様式第1号)

② 企画提案書(任意様式)

企画提案書は、原則としてA4判縦置き横書きとする。ただし、必要に応じてA4判横置き横書きも可とし、図等はA3判を折り込むことも可とする。

③ 法人等の概要(様式第2号)

④ 実績確認書(様式第3号)

⑤ 業務実施体制調書(様式4号)

公共施設等総合管理計画又は個別施設計画もしくはこれと同種の計画の策定(改訂)に係る業務に係る業務実績、専門的知識等が分かる内容を記載すること。

なお、専門的知識としては、総務省の「経営・財務マネジメント強化事業の登録者や認定ファシリティマネージャーなどを想定している。

⑥ 見積書(任意様式、内訳の分かるもの)

消費税及び地方消費税の額を含む額を記載すること。

⑦ 登記事項証明書(履歴事項証明書)

⑧ 直近1年間の財務状況がわかる書類(貸借対照表及び損益計算書等)

⑨ 法人税、消費税及び地方消費税についての納税証明書(国税：様式その3の3)

発行日から3ヶ月以内のものに限る。

⑩ 主たる事務所の所在地の市区町村税及び町税(介護保険料及び後期高齢者医療保険料を含む。田原本町が課税するものに限る。)に滞納がない旨の証明書

ただし、発行日から3ヶ月以内のものに限る。

⑪ 誓約書(様式5号)

⑫ 別紙「プロポーザル審査における社会的な価値の勘案基準」のいずれかに該当する場合は、別紙に定める確認書類等

(6) 提出部数

正本1部、副本1部、副本をスキャンしたPDFデータ一式を記録したCD-R等1枚

副本及びデータについては、全ての書類において参加事業者を特定できる情報(会社名、代表者氏名、役員氏名、住所、電話番号等)を削除又は黒塗りをして提出すること。

また、副本については、町において複写する必要があるため、ホチキスやインデックス等を使用せず製本しないこと。

※1 提出書類⑦～⑩については、正本に原本を添付し、副本にはその写しの添付で可とする。

※2 町が指示した場合を除き、提出書類の提出後の修正、追加等はできない。

※3 提出書類に不足・不備等がある場合は、受付できないことがある

6. 質疑の受付及び回答

本業務に係る仕様書等の内容に質疑が生じた場合は、次のとおり質疑書（様式第6号）を提出すること。ただし、質疑の回数は、1参加者につき1回までとする。

(1) 受付期間

令和8年5月8日（金）から令和8年5月19日（火）午後3時まで
（ただし、土日祝日を除く）

(2) 受付時間

午前9時00分から午後4時30分まで
（ただし、最終日の5月19日（火）は午後3時まで）

(3) 提出方法

下記提出先に電子メールにて質疑書を提出し、提出後、午後4時30分までに必ず電話にてメールが届いているか確認を行うこと。なお、電話や来庁による質疑等、規定の方法以外の方法による質疑は受け付けない。

（提出先）田原本町 総務部総務課 財産・契約管理係

メールアドレス somusho@town.tawaramoto.nara.jp

メールの件名 「公共施設等総合管理計画等改訂支援業務のプロポーザルに係る質疑について」

(4) 回答方法

質疑があった場合は、令和8年5月22日（金）（予定）に町ホームページにて回答する。

(5) その他

意見の表明と解されるもの、質疑内容が不明瞭なもの等については回答しない。また、受付期間に遅れたものは回答しない。

7. 選定方法

(1) 受託候補者及び次点者の選定

受託候補者及び次点者の選定は、第1次審査及び第2次審査により行う（第1次審査を行わない場合は第2次審査のみ）ものとし、選定に係る審査は、田原本町公共施設等総合管理計画及び田原本町公共施設個別施設計画改訂支援業務公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が行う。

(2) 選定方法

① 第1次審査（書類審査）

審査委員会が、下記(4)に定める評価基準に基づき提出書類等を審査して評価を行い、評価点（50点満点）の合計が高い順に3者を第2次審査の対象者として選定する。ただし、参加申込書を提出した者が3者以下の場合は、第1次審査を省略することがある。この場合において第2次審査の日程を早める場合がある。

② 第2次審査（プレゼンテーション）

第2次審査対象者は、あらかじめ提出した企画提案書に基づきプレゼンテーションを行う。

審査委員会は、下記(4)に定める評価基準に基づきこれを審査して評価を行い、受託候補者1者及び次点者1者を選定する。ただし、参加者が1者の場合は、受託候補者1者のみを選定する。

受託候補者の選定にあたっては、各審査委員から最も高い評価点（102点満点）を最も多く得た者を受託候補者とする。各審査委員から最も高い評価点を最も多く得た者が複数あった場合は、その中で全審査委員の評価点の合計点が最も高い者を受託候補者とする。さらに全審査委員の評価点の合計点が最も高い者が複数あった場合は、その中から審査委員の多数決により受託候補者を選定する。それでも同数となった場合は、委員長の決するところによる。

(3) 審査結果の通知及び公表

第1次審査及び第2次審査の実施後、各審査対象者に対して文書により結果を通知する。また、受託候補者及び次点者については、選定後に町ホームページにおいて公表する。なお、選定結果に関する問い合わせ、異議申し立て等は、受け付けない。

(4) 評価基準

各審査の評価項目、評価事項及び評価点は、下記のとおりとする。なお、第1次審査の評価点は、第2次審査には引き継がれない。

各審査委員の総評価点の平均が最低基準点（得点60点）に満たない場合は、受託候補者及び次点者を選定しない。

また、申請者が1者のみの場合であっても第2次審査は実施し、最低基準点を満たした場合は、当該申請者を受託候補者として選定する。

(5) 社会的な価値の勘案

第2次審査においては、別紙「プロポーザル審査における社会的な価値の勘案基準」のいずれかに該当する場合は、2点を加点する（複数の評価項目に該当する場合でも、加点は2点とする。）。

第1次審査（50点満点）

評価項目	評価事項	評価点
①業務実績	公共施設等総合管理計画、個別施設計画の策定（改訂）に係る業務実績に関する評価	10
②実施体制	良好に事業を実施できる組織体制、人員体制が整っているか 実績や専門性を有する人材を配置しているか	10
③財務状況	財務状況が健全であり、安定した事業を行える財務基盤を有しているか	5
④事業実施計画	事業実施計画が具体的かつ魅力的な提案であり、かつ、実現可能性があるか	15
⑤見積額	見積額が提案内容に見合う金額であり、経済性に優れているか	10

第2次審査（102点満点）

評価項目	評価事項	評価点
①業務実績	公共施設等総合管理計画、個別施設計画の策定（改訂）に係る業務実績に関する評価	10
②実施体制	良好に事業を実施できる組織体制、人員体制が整っているか 実績や専門性を有する人材を配置しているか	15
③財務状況	財務状況が健全であり、安定した事業を行える財務基盤を有しているか	10
④企画提案について	総務省通知「公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針の改訂について」等を十分に理解し、その内容を踏まえた提案がなされているか	15
	本町の実情を十分に把握・分析し、本町に合った具体的な提案がなされているか	20
	施設の現状の把握や将来的な費用の試算方法とそれに基づく施設マネジメントの方策等について具体的な提案がなされているか	20
⑤見積額	見積額が提案内容に見合う金額であり、経済性に優れているか。	10
⑥社会的な価値 （加点事由）	別紙「プロポーザル審査における社会的な価値の勘案基準」のいずれかに該当するか	2

8. 第2次審査（プレゼンテーション）

第2次審査対象者は、あらかじめ提出した企画提案書に基づき、次のとおりプレゼンテーションを行う。

(1) 日時

令和8年6月中旬頃を予定

詳細については、第2次審査対象者に別途通知する。

なお、遅刻の場合は残り時間でプレゼンテーションを行い、欠席した場合は参加申込みを辞退したものとみなす。

(2) 場所

田原本町役場（奈良県磯城郡田原本町890-1）

(3) プレゼンテーション実施者

第2次審査対象者1者につき3名以内とする。なお、プレゼンテーションは、統括管理者など本業務に直接携わる者が少なくとも1名以上参加し実施すること。

(4) 実施時間

プレゼンテーション準備	10分以内
プレゼンテーション	20分以内
質疑応答	10分程度

(5) その他

- ① プレゼンテーションにおける提案は、あらかじめ提出した企画提案書の記載内容と同一とし、追加の提案や追加資料等の配布は不可とする。※企画提案書内に記載されていない新しい提案を行わないこと。
- ② 公正な審査を行うため、事業者を特定できる情報（会社名等）を伏せてプレゼンテーションを行うこと。
- ③ プレゼンテーションに際し、町が用意するプロジェクター（HDMI 接続）を使用することができる。ただし、持込 PC との接続の互換性については保証しないため、確実に投影を行う必要がある場合は、必要に応じて予備の機材（プロジェクター、変換アダプタ等）を第2次審査対象者において用意すること。
- ④ プレゼンテーションは、非公開で行う。

9. 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は、当該参加者を失格とする。失格となった参加者は、以後の審査に参加することができないものとし、既に審査が終了している場合は、当該参加者の審査結果を無効とする。また、すでに契約が締結している場合は、契約を破棄し、次点候補者と契約するものとする

- (1) 応募者の参加資格を満たさなくなったとき。
- (2) 故意又は過失により提出書類に審査結果に影響を及ぼすような虚偽の記載があったとき。
- (3) 書類の提出期限その他この要領の記載事項を遵守しなかったとき。
- (4) 見積額が契約上限額を超えるとき。
- (5) 審査の公平性を害する行為があったとき、その他受託候補者として不適格と認められるとき。

10. 契約の締結

受託候補者と町が協議し、企画提案書による提案内容を基本として本業務に係る仕様を確定させた上で、契約を締結する。

受託候補者との協議の結果、合意に至らなかった場合は、次点者と協議することができるものとする。

1 1. その他

- (1) このプロポーザルへの参加に要する費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 参加者から提出された書類等の修正、差し替え等は、本町から求める場合を除き一切認めない。
- (3) 同一の参加者からの複数の企画提案書等の提出は、受け付けない。
- (4) 参加者から提出された書類等は、返却しない。
- (5) 参加者から提出された書類等の著作権は参加者に帰属するが、このプロポーザルの実施及び選定結果の公表等に必要範囲内において、町は無償で当該著作権を使用できるものとし、参加者は、町に対して当該著作物に係る著作権者人格権を行使しないものとする。
- (6) このプロポーザルに関して情報公開請求等があった場合、田原本町情報公開条例（平成11年12月田原本町条例第22号）に基づき、参加者から提出された書類等を開示することがある。
- (7) このプロポーザルへの参加を辞退する場合は、遅滞なく辞退届（様式第7号）を提出すること。

1 2. 問合せ先（業務担当課）

〒636-0392 奈良県磯城郡田原本町890番地の1

田原本町 総務部 総務課 財産・契約管理係 担当：山田

T e l : 0 7 4 4 - 3 4 - 2 1 0 8

F a x : 0 7 4 4 - 3 2 - 2 9 7 7

E-Mail : somusho@town.tawaramoto.nara.jp